

○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	消防局 予防課 危険物係
許 認 可 等 名	危険物の仮貯蔵及び仮取扱の承認
根 拠 法 令	消防法
根 拠 条 項	第10条第1項
連 絡 先	(電話656-1193)
審 査 基 準	<p>危険物の仮貯蔵及び仮取扱の承認については、仮貯蔵等をしようとする危険物の種類、数量、性質等に応じ、火災の予防上安全であるか否かの観点から判断する。</p> <p>タンクコンテナによる危険物の仮貯蔵に関しては、「タンクコンテナによる危険物の仮貯蔵について」(平成4年6月18日付け消防危第52号)による。</p> <p>震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱に関しては、「徳島市震災時等における危険物仮貯蔵・仮取扱に関する運用基準」による。</p>
	<p>(提出方法) 危険物仮貯蔵・仮扱い承認申請書2部及び関係図書を添付し、徳島市消防局長(消防局予防課危険物係)あて提出してください。</p> <p>(手数料) 申請に伴い手数料5,400円が必要となります。</p>
	<p>設定等年月日 平成24年8月1日設定(令和3年4月1日最終変更)</p>
標 準 処 理 期 間	<p>標準処理期間 総日数 7日(休日を除く)</p> <p>(設定しないものについてはその理由)</p>
	<p>設定等年月日 平成24年8月1日設定(令和 年 月 日最終変更)</p>